

環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の制定について（概要）

1 制定理由

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令が制定され、環境省の所管する各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の法令に基づく身分証明書を統合した1枚の新たな「統合様式」を用いて身分証明書を作成することができる旨が規定されています。

本県で定められている環境関係条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、環境保全業務の実態として、1人で複数枚の身分証明書を所持しなければならず、身分証の発行に伴う事務負担の軽減に資するよう、各条例の趣旨・目的に鑑み様式の規格の統一化等について課題等を整理し、令和4年度当初から新たな身分証明書の様式の使用が可能となるよう規則を制定します。

2 規則の概要

(1) 内容

「環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」を制定し、環境関係条例の規則で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の規則で定める身分証明書を統合した新たな様式を用いることができる旨を規定します。

(2) 環境関係条例の根拠規定

- ① 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十五条第一項、第二十二條第二項、第二十四條第二項及び第二十九條第一項
- ② 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第十三條第一項（同條例第十九條第二項及び第二十四條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項
- ③ 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）第十四條第二項
- ④ 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第三十七條第一項、第五十四條第一項及び第五十六條の九第一項
- ⑤ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第二十八條第一項
- ⑥ 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第六十四條第一項
- ⑦ 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号）第十五條第一項
- ⑧ 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第二十八條第一項

- ⑨ 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）
第六条第一項
- ⑩ 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例
（平成十九年千葉県条例第五十三号）第十二条第一項
- ⑪ 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年
千葉県条例第五十五号）第十一条第一項
- ⑫ 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）
第十四条第一項

（3）統合様式

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す
証明書の様式の特例に関する省令に定める身分証の記載事項（職・氏名、生年月日、
交付日、有効期限、写真）について記載を行います。よって、一部規則の現行様式で
記載を求めている記載事項についても、記載されることになります。

表中に、立入検査等の根拠となる条例の名称及び条項を列記した上で、当該職員が
立入検査等の職権を有する条例に「○」印を、職権を有さない条例に「－」印を記載す
ることとします。

同一条例中に立入検査等に係る複数の規定がある場合であって、当該職員の権限が
そのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権限を有する
範囲が明らかとなるよう、当該条例中の対象条文を特定して記載することとします。

立入検査等の根拠となる条例の条文については、身分証明書に印刷せず、立入検査等
の際に事業者等から問合せがあった場合には、別紙に印刷し若しくは電子機器に表示
した条文を提示する、又は条文の参照方法を口頭で伝達するなど、適当な方法により
対応することとします。

3 施行年月日

令和4年4月1日